

事務連絡  
令和2年11月19日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(来年2月末までの催物の開催制限等に関する情報提供)

9月19日以降11月末までの催物の開催については、令和2年9月15日付け事務連絡において、必要な感染防止対策が担保されている場合には、それまでの催物の開催制限の一部を緩和すること等について情報提供させていただいたところですが、12月1日以降の催物の開催について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から別添のとおり事務連絡が発出されましたので情報提供いたします。

具体的には、来年2月末までの催物の開催制限について、現在の人数上限及び収容率を維持し、引き続き、式典、展示会等の感染リスクの少ない催物については、収容率は100%以内まで、収容人数が10,000人以下の場合における人数上限は5,000人まで(収容率要件又は人数上限による人数のいずれか小さい方を限度とする。)となっております。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別紙) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月17日付け大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡  
令和2年11月19日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(来年2月末までの催物の開催制限等に関する情報提供)

9月19日以降11月末までの催物の開催については、令和2年9月15日付け事務連絡において、必要な感染防止対策が担保されている場合には、それまでの催物の開催制限の一部を緩和すること等について情報提供させていただいたところですが、12月1日以降の催物の開催について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から別添のとおり事務連絡が発出されましたので情報提供いたします。

具体的には、来年2月末までの催物の開催制限について、現在の人数上限及び収容率を維持し、引き続き、式典、展示会等の感染リスクの少ない催物については、収容率は100%以内まで、収容人数が10,000人以下の場合における人数上限は5,000人まで(収容率要件又は人数上限による人数のいずれか小さい方を限度とする。)となっております。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますよう、本日、下水道企画課管理指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところです。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い致します。

なお、感染拡大予防ガイドラインを作成している法人におかれましては、必要に応じて業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリストの作成・配布等、適切に対応いただくようお願いいたします。

(別紙) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月17日付け大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡  
令和2年11月17日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

来年2月末までの催物の開催制限、  
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた  
取組強化等について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守徹底に向けた取組強化等について、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各局等におかれては、来年2月末までの催物の開催制限、イベント等に業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について、広く周知をお願いいたします。

また、イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について、所管事業者・関係団体等に対し、業種別ガイドラインの周知・徹底を促すとともに、必要に応じて、各局又は関係団体等から業種別ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリストの作成・配布、業種ごとのクラスターの発生状況に応じて、クラスターの状況を調査・分析すること等により適切に対応するようお願いいたします。

更に、別紙9に示された感染リスクが高まる「5つの場面」については、事業者が感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践ができるようにすることと、別紙10に示された「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を所管事業者・関係団体等に対し周知するようお願いいたします。

別添：来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

**12月1日以降の催物の開催制限について、基本的に当面来年2月末まで現在の取扱を維持し、一部の催物について、収容率の緩和や具体的な感染防止策等を明確化するので、催物開催の目安とされたい。  
また、イベント等におけるガイドライン遵守徹底に向けた取組を強化するので、適切な情報連携、PDCA体制の構築等を検討されたい。**

別添

事務連絡  
令和2年11月12日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

来年2月末までの催物の開催制限、  
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた  
取組強化等について

令和2年9月11日付け事務連絡（以下「9月11日付け事務連絡」という。）により通知したとおり、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされているが、12月1日以降の催物開催については、当面来年2月末まで、下記のとおりとするので、留意されたい。加えて、イベント等における業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守を徹底するため、より一層の取組強化を図ることとするので、留意されたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。

記

#### 1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、12月1日から実施する。

なお、来年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

## (1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

### ① 人数上限の目安

9月11日付け事務連絡1.(1)①のとおり取り扱うこと。なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すこと。

### ② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提に、9月11日付け事務連絡1.(1)②ア)を改め、次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を出し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと(開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を出し、又は歌唱することが見込まれないこと)。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して別紙1に記載した対策の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

また、飲食の取扱いについては、9月11日付け事務連絡別紙2のとおり、マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提とする催物について、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの」として取り扱うことができることとする。

各都道府県においては、別紙3の例示も踏まえ、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等に係る取扱いについては、引き続き、9月11日付け事務連絡1.(1)②

ア)のとおり取り扱うこと。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア)に該当しない催物は、9月11日付け事務連絡1.(1)②イ)のとおり取り扱うこと。

## (2) 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

9月11日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。その上で、別紙4に該当するものについては、9月11日付け事務連絡1.(2)①に示す「十分な人と人との間隔(1m)」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるものとして明確にするので、御留意ありたい。

また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等に関連し、別紙5のとおり、初詣における感染防止対策の留意事項について、取りまとめているので御留意ありたい。

## (3) 人数上限や収容率の要件の解釈について

9月11日付け事務連絡1.(3)のとおり取り扱うこと。

## 2. 催物の開催に関する留意事項

### (1) イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について

イベントの大規模化等に伴い、万が一、クラスターが発生した場合の医療ひっ迫等の影響も想定されることから、より一層の感染防止策の強化を図ることとする。

#### ① 関係府省庁及び関係団体における業種別ガイドラインの周知・徹底

関係各府省庁においては、関係団体が傘下会員等に対して、業種別ガイドラインの周知・徹底を図るよう促すとともに、必要に応じて、関係各府省庁又は関係団体から業種別ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリスト等を配布すること等により、業態に応じた感染防止策の理解促進を図るとともに、ガイドラインの遵守徹底に努めること。

また、関係各府省庁においては、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合など、必要に応じて、業種別ガイドラインのさらなる改善に向けた助言等を実施し、適切に改訂するよう促すこと。

#### ② 建築物衛生法の立入検査等における周知

各都道府県等においては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、保健所が実施する立入検査等において、特定建築物所有者等に対し、業種別ガイドラインを配布する等により、施設における感染拡大防止策の周知徹底に努めること。

### ③ 都道府県等における平時からの体制構築及びクラスター発生時の連携・情報共有体制の構築

大規模イベントに係るクラスター対策については、10月27日付事務連絡においてクラスター対策・分析の組織体制を構築するよう対応をお願いしているところであるが、各都道府県においては、引き続き、関係部局間や政令市、中核市、保健所設置市等との役割分担やイベントにおけるクラスター対策についての組織的な対応について留意すること。特に、関係部局間の情報連携に留意すること。

また、今後の感染拡大防止対策等の強化につなげる観点から、各都道府県においては、大規模イベントでのクラスターが確認された場合に加え、イベントでの大規模クラスターが確認された場合についても、可能な範囲で、チェックリスト等を活用しながら、関係各府省庁に確認された感染防止策の実施状況等を共有するよう努めること。

### ④ 関係府省庁及び関係団体の主体的な調査・分析、ガイドラインの改訂

関係各府省庁においては、業種ごとのクラスターの発生状況に応じて、関係団体、感染症等の専門家、内閣官房等と連携しながら、クラスターの状況を把握・分析するとともに、

- ・ 業種別ガイドラインの未遵守が原因と考えられる場合はその遵守を働きかけること、
- ・ 業種別ガイドライン上の対策が不明確と考えられる場合は当該対策を業種別ガイドラインにおいて明確化すること

等により、再発防止に努めること。また、関係各府省庁においては、関係団体及び専門家等と連携し、前記③等で共有された情報等に基づき、クラスターの状況を把握・分析すること。また、必要に応じて、内閣官房とも相談しつつ、各所管団体に対して業種別ガイドラインのさらなる周知の徹底、改訂等の検討を促すこと。

なお、関係各府省庁においては、本事務連絡で示した考え方について、他の類型の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

### ⑤ 業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を促すための検討体制の構築

イベント等における感染防止策を徹底するためには、業種別ガイドラ

インの遵守状況の継続的なフォローアップが不可欠である。関係各府省庁においては、関係団体と連携しながら、上記①～④の検討を継続的にを行い、業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を実施するための体制構築を図ること。

### (2) 都道府県における事前相談、注意喚起

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

なお、各都道府県においては、9月11日付事務連絡2.(1)のとおり、イベント参加者やイベント主催者等に対して、事前相談や注意喚起を行う際には、必要に応じて、これまでも別紙6の記載事項に留意するよう促すこととしてきたが、今後、別紙7及び別紙8の記載事項についても留意するよう促すこと。

### (3) その他留意事項について

各都道府県、関係各府省庁においては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者等が管理できない場所(催物前後など)での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、関係各所に対し、イベント主催者等との連携・協力を適切に行い、催物前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。

### 3. 業種別ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化について

令和2年11月9日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、業種別ガイドラインの遵守徹底に向けて、現場での実践等の提言が出されたところである。別紙9に示された感染リスクが高まる「5つの場面」については、これまでも周知を行ってきたところであるが、各都道府県、関係各府省庁等においては、改めて、関係団体とも連携しながら、事業者が、感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践できるよう、周知すること。

また、関係各府省庁においては、業種別ガイドラインの実効性を高めるべき旨の提言が出されたこと等を踏まえ、前記2.(1)に関連した業種にかかわらず、各業種におけるクラスター発生状況等を踏まえ、さらなる対策が求められる場合には、必要に応じて、前記2.(2)と同様に、業種別

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)		
①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。</li> <li>・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。</li> </ul>
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。</li> <li>・隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）</li> <li>・演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）</li> </ul>
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）</li> <li>・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと</li> <li>・大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スゴーズイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）</li> </ul>
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめな手洗の奨励</li> </ul>
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒</li> </ul>
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気</li> </ul>
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避</li> <li>・必要に応じて、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じて、収容人数を制限</li> </ul>
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。</li> <li>・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保</li> <li>・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）</li> </ul>

ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化を検討すること。

#### 4. 寒冷な場面における換気等について

冬期においては、寒冷地を中心に、通常の換気（定期的な窓開け換気）では、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持できない可能性が想定される。

各都道府県及び関係各府省庁においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、別紙10に示すとおり、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行っていくことが重要であること等から、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を周知すること。また、必要に応じて、業種別ガイドライン等の改訂を促すこと。

以上

## イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・ 過度な飲酒の自粛</li> <li>・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)</li> </ul>
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置</li> <li>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</li> </ul>
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・ 接触確認アプリ(COCCA)や各地域の通知サービス等の奨励</li> <li>* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</li> </ul>
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有症状者は出演・練習を控える</li> <li>・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる</li> <li>・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対応</li> </ul>
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表</li> </ul>

### (3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討</li> <li>* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</li> </ul>
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談</li> <li>・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応</li> </ul>

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を<sup>2</sup>原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

## 映画館等(飲食を伴うものの発声がないもの)における感染防止策 【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしようる催物に限定して、収容率を100%以内に行うことができることとする。

### 具体的な条件(感染防止策)

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること</li> <li>・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること</li> <li>・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めめること</li> <li>・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る</li> </ul>
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面(例：上映前後・休憩中のシアター内等)での飲食禁止</li> <li>・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底</li> </ul>
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m<sup>3</sup>/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること(野外的場合は確認を要しない)</li> </ul>
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・ 接触確認アプリ(COCCA)や各地域の通知サービス等の導入に向けた具体的措置の徹底</li> <li>* アプリのQRコードを入口に掲示すること等</li> </ul>
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短く短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること</li> </ul>

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの の例【別紙3】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの例	大声での歓声・声援等が想定されるもの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクタショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	ライブハウス・ナイトクラブ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかにについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。  
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む、以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインでは業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

野外フェス等における感染防止策 【別紙4】

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）	
① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）</li> <li>・ 区画あたりの人数制限、ヒールシート等を用いた適切な対人距離の確保</li> </ul>
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信</li> <li>・ 誘導人員の配置</li> <li>・ 時差・分散措置を講じた入退場</li> </ul>
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・ 過度な飲酒の自粛</li> </ul>
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。</li> </ul>
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底</li> <li>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</li> </ul>

## 【別紙5】 初詣における感染防止対策の留意事項について

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

### 1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- ・ 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

### 2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

### 3. 大声が発生しないよう注意喚起

### 4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- 〔 ・ 利用する駅の分散  
・ 混雑状況の周知・呼びかけ など

### 5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

## 屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント 【別紙6】

### 基本的方向性

- ・ 実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・ イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・ 自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・ エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

### 感染リスク

#### 接触感染

- ・ 感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる

※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

#### 飛沫感染

※ 5 $\mu$ m以上の粒子

- ・ 感染者の飛沫（5 $\mu$ m以上）の吸い込み
- ※ マスクを外す場合（会場での飲食等）には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

#### マイクロ飛沫感染

※ 5 $\mu$ m未満の粒子

- ・ 感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・ 換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）

※ 大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

#### （留意事項）

- ・ 感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・ 感染発生時に感染可能性のある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・ 複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

### 感染防止策

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人との接触が避けられない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導
- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導
- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

**基本的方向性**

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、①大声を出すことによるリスク、②食事をすること（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスクの3点について検討。
- ・各リスクに対処する必要がある感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

**感染リスク**

**大声を出す**

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染

**エビデンス・実績**

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

**必要な感染防止策**

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の体調・行動管理
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保  
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

**食事をすること**

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散

- ・食事時の飛沫飛散の実測

**（別紙2）**

- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・会話中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

**参加者の自由行動を伴う**

- ・会場内での密接、密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性
- ・固定席に比べ、接触機会が増加

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション
- ・感染防止策を講じた実証実績

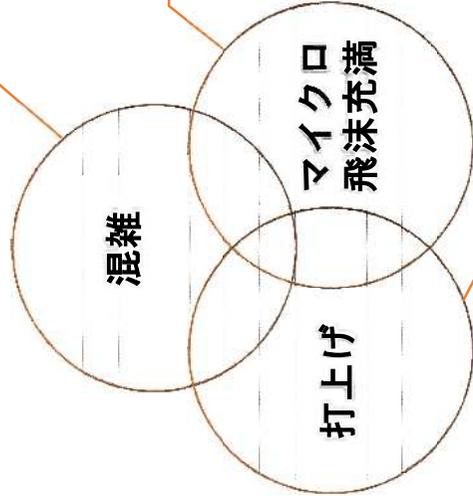
**（別紙4、5）**

- 野外ロケーション、初詣（別紙4、5）
- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止
- ・大声が発生しないよう注意喚起

イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策 【別紙8】

- イベントが大規模化することによって、混雑、マイクロ飛沫充満、打上げにより、感染リスクが高まるおそれがある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い  
リスクが高まる場面



**想定される場面**

- 共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関
- 対策例
  - ・行列ができる場所における足元マーク設置
  - ・定点カメラやデジタル技術による混雑状況のモニタリング・発信
  - ・時差・分散（利用する駅の分散等）措置を講じた入退場
  - ・駅等～会場における誘導員の配置、シャトルバス等の増便
  - ・交通機関との連携（臨時便の発着等）

**密接・密集**

**接触・飛沫**

**想定される場面**

- 共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、地下道、交通機関
- ※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意
- 対策例
  - ・必要に応じ入場人数を制限
  - ・仮設休憩所（テント、プレハブ等）の適切な換気
  - ・換気状況のモニタリング（CO2濃度計測装置の設置等）
  - ・地下道を避ける、地上道路を利用するよう誘導
  - ・交通機関における走行中の窓の解放

**密閉**

**マイクロ飛沫**

**想定される場面**

- 飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント
- 対策例
  - ・自治体との連携により、会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起
  - ・参加者に飲食店等の事前予約を推奨
  - ・「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」に沿った飲み会等
  - ・歌唱を行う場合のマスク着用

**3密**

**接触・飛沫・マイクロ飛沫**

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、興奮が鈍直し、声も大きくなる。
- 特に個室などで区切りがなされている狭い空間に長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。また、同じ飲みや箸などの共用が感染のリスクを高めます。



### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、個室は5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



### 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カフェや会議などの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



### 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



### 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わることで、急な移動や環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休養生、安理所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料3-4抜粋

## 寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

### 1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用  
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保  
(1mを目安に)
- 「5つの場面」感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

### 2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を  
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で  
**密閉窓開け** (窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)  
また、連続して部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる  
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により  
1000ppm以下(\*)を維持

\*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

- ### 3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)
- 換気しながら加湿を  
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
  - こまめな拭き掃除を

### 「5つの場面」

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



## I 1 2月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件については、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人以上）の主権者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの種類	<b>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</b> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等 ・ <b>飲食を伴うが発声がないもの</b> （注2）
		<b>大声での歓声・声援等が想定されるもの</b> ・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、 公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでの イベント 等
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）
		50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事の伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと捉えてきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限る。イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では臨席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では臨席間隔を空けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

事務連絡  
令和2年11月20日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(職場における一層の対策強化に関する協力依頼)

新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について  
(協力依頼)

令和2年10月28日付け事務連絡において、「年末年始に関する分科会から政府への提言」及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」について周知させていただいたところです。

今般、第46回新型コロナウイルス感染症対策本部にて、「今般の感染拡大に対応したクラスター対策のさらなる強化等について」が取りまとめられ、このうち「職場における一層の対策強化」の中で、テレワークの推進や感染リスクが高まる「5つの場面」の周知等について進めていくとされたところです。

これを受けて、別紙のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より周知依頼がございました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、適切な履行に取り組んでいただくとともに、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

(別添) 新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について  
(協力依頼) (令和2年11月20日付大臣官房危機管理官)

(別紙) 新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について  
(協力依頼) (令和2年11月17日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

以上

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について、別紙のとおり協力依頼がありました。

つきましては、各局等におかれては、所管事業者・関係団体等の会員企業等に周知徹底いただくよう依頼をお願いいたします。

別紙：新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について  
(協力依頼) (令和2年11月17日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

## (別添) 職場における一層の対策強化

○職場における感染防止も、早期検知しにくいクラスター対策として極めて重要であり、テレワークの更なる推進や効果的な換気、「5つの場面」の周知徹底等を進めていく。

### 課題

業務中よりは、マスクを外す喫煙や昼食時などの休憩等でクラスターが発生している。また、接触機会を減らすためテレワーク、時差出勤等を一層推進することにより、感染機会を減らす努力が求められる。

### 具体的な対策

- 体調の悪い方は出勤しない・させない、産業医との連携
- テレワーク、時差出勤等のさらなる推進  
(11月はテレワーク月間)
- CO2濃度センサーを活用した換気状況の確認、寒冷な場面での換気等の徹底
- 5つの場面の周知、特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室)に注意すること



経済界への周知、勧奨

国がIT導入補助金、持続化補助金で支援！

## 別紙

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、テレワークの推進や感染リスクが高まる「5つの場面」の周知等についてご協力をお願いするものです。

事務連絡  
令和2年11月17日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について  
(協力依頼)

平素から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき感謝申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について」(令和2年10月23日付事務連絡)にて、「年末年始に関する分科会から政府への提言」及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」の周知についてご協力いただいたところですが、今般、第46回新型コロナウイルス感染症対策本部にて、「今般の感染拡大に対応したクラスター対策のさらなる強化等について」が取りまとめられ、「職場における一層の対策強化」(別添参照)において、テレワークの推進や感染リスクが高まる「5つの場面」の周知等について進めていくとされたところです。

各府省庁におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、別添の内容について適切な履行に取り組んでいただくとともに、所管団体への周知徹底をお願いします。

#### 【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(総括班)

担当者: 八重樫、神前、北村、山口、岩熊、石岡

TEL: 03-6257-1309

MAIL: reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

## 店舗等での感染防止策の確実な実践

- 会食で感染が広がるケースが増えていることを踏まえ、専門家の御意見も聞きつつ、**早急に業種別ガイドラインの改訂、強化を行う。**

### 課題

これまでの経験や新たな知見等に基づいて、業種別ガイドラインの実効性をより高めるとともに、現場で確実な実践に必要なことがある。

- （飲食店におけるクラスターの発生要因の一例）
- ・発症者の向かいに座った者が感染していた。
- ・マスクやフェイスシールドを着用していなかった。
- ・大きな声で長時間会話をしていた。

### 具体的な対策

多数のクラスターが発生している飲食場面での感染管理を徹底するため、専門家・関係業界等による分析、協議を深め、早急に飲食関係ガイドラインを改定進化・徹底する。具体的には、以下のような取り組みを強化する。

- ・パーティションの活用
- ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事用のマスクの活用を含む）
- ・斜め向かいに座る
- ・CO<sub>2</sub>濃度センサーを活用し、換気状況が適切か確認

### (別添参考)

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

#### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・待た際などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



#### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



#### 場面③ マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、座カラボウケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



#### 場面④ 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



#### 場面⑤ 居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや身体の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



事務連絡  
令和2年11月27日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(感染拡大地域における催物の開催制限等)

感染拡大地域における催物の開催制限等について

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められているところです。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各府省庁に対して、別添のとおり、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安が見直されることもあり得ること等について、連絡がございました。

各下水道管理者におかれましては、この旨ご留意いただくとともに、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別紙) 感染拡大地域における催物の開催制限について(令和2年11月26日付大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 感染拡大地域における催物の開催制限について(令和2年11月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

以上

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められていることから、感染拡大地域における催物の開催制限等について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、令和2年11月17日付け事務連絡のとおり、イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について、周知をお願いしているところですが、各局等におかれては、このことを改めて、所管事業者・関係団体等に周知いただくとともに、今後、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安を見直すこともあり得ることについて、周知いただくようお願いいたします。

別添：感染拡大地域における催物の開催制限等について(令和2年11月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

各都道府県においては、感染状況について、強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、必要に応じ、国の目安より厳しい基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。

事務連絡  
令和2年11月25日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

#### 感染拡大地域における催物の開催制限等について

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められているところである。また、9月11日付け事務連絡1.(3)③のとおり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した人数上限及び収容率要件の目安と異なる基準を設定しうることと留意することとされている。

今後、各都道府県においては、大規模イベント開催等に伴う人の往来により、感染リスクが高まると判断する場合には、ステージⅢ相当の強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、必要に応じ、国の目安より厳しい基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。

なお、関係各府省庁及び各都道府県においては、11月12日付け事務連絡2.(1)のとおり、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの遵守徹底に向けた取組強化を図ることとされていることや、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安を見直すこともあり得るので留意されたい。

以上

事務連絡  
令和2年12月2日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について  
(依頼)

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況となっております。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」(第48回)において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう指示がありました。その後、12月1日の閣議後関係者において西村国務大臣からの発言を受けて、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの実施が推進されるよう対応依頼がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、テレワークの実施が推進されるよう、引き続き、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について(依頼) (令和2年12月1日付大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について(依頼) (令和2年12月1日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡  
令和2年12月2日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について  
(依頼)

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況となっております。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」(第48回)において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう指示がありました。その後、12月1日の閣議後関係者において西村国務大臣からの発言を受けて、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの実施が推進されるよう対応依頼がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、テレワークの実施が推進されるよう、引き続き、適切にご対応いただきますよう、本日、下水道企画課管理企画指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところで、

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い致します。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について(依頼) (令和2年12月1日付大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について(依頼) (令和2年12月1日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

人と人との接触機会を減少させ、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを少しでも減少させるため、

- ①自らの所属省庁においても、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただく、
  - ②所管する関係団体等に対して、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただくよう働きかけていただく、
- という2点へのご協力をよろしくお願いいたします。

事務連絡  
令和2年12月1日

事務連絡  
令和2年12月1日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

大臣官房危機管理官

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について  
(依頼)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について  
(依頼)

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況となっております。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」(第48回)において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう指示があり、12月1日の閣議後閣僚懇において西村国務大臣からの発言を受けて、別添内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおり依頼がありました。

つきましては、各局等におかれては、所管の事業者、関係団体等においてテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなどの対応をよろしくお願いいたします。

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況です。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理からは、感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただきました。

そこで、本日の閣議後閣僚懇において西村国務大臣から御発言がございましたとおり、関係省庁におかれましては、人と人との接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

(別添) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について(依頼)」

【本件問合せ先】  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
担当者：八重樫、神前、北村、岩熊、山口、石岡  
TEL：03-6257-1309  
MAIL：[reo\\_yaegashi\\_c8s@cas.go.jp](mailto:reo_yaegashi_c8s@cas.go.jp)  
[yuji\\_kozaki\\_f7j@cas.go.jp](mailto:yuji_kozaki_f7j@cas.go.jp)  
[shingo\\_kitamura\\_h6a@cas.go.jp](mailto:shingo_kitamura_h6a@cas.go.jp)  
[daichi\\_iwakuma\\_x9m@cas.go.jp](mailto:daichi_iwakuma_x9m@cas.go.jp)  
[hirokazu\\_yamaguchi\\_v5v@cas.go.jp](mailto:hirokazu_yamaguchi_v5v@cas.go.jp)  
[takeaki\\_ishioka\\_k6n@cas.go.jp](mailto:takeaki_ishioka_k6n@cas.go.jp)

(参考)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について

〔令和二年十二月一日（火）閣僚懇  
西村 国務大臣 発言要旨〕

- 一、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの推進について、御協力をいただき御礼申し上げます。
- 二、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は、十一月以降増加傾向が強まり、二週間で二倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっています。
- 三、十一月二十七日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただいたところです。
- 四、そこで、関係省庁におかれましては、人と人の接触機会を減少させ、感染拡大を

防止するため、十一月の推進月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。



事務連絡  
令和2年12月16日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について  
(周知依頼)

12月11日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、政府に対して「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言があり、西村国務大臣からも国民に対して周知が行われたところです。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、忘年会・新年会はなるべく普段から一緒にいる人と少人数で開催し、その上で「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をしていただくこと等について、別添のとおり関係各府省に対し関係団体への周知と所属する職員等への注意喚起の依頼がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願い致します。

(別紙) 年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について  
(周知依頼) (令和2年12月14日付大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について  
(周知依頼) (令和2年12月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

以上

事務連絡  
令和2年12月14日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について  
(周知依頼)

12月11日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、政府に対して「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言があり、西村国務大臣からも国民に対して周知が行われたところであり、これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添のとおり関係各府省に対し関係団体への周知と所属する職員等への注意喚起の依頼がありました。

つきましては、各局におかれましては、忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について、所管の事業者、関係団体等に周知徹底をしていただきますようよろしくお願いいたします。

(別添)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について」  
(周知依頼)

新型コロナウイルス感染症対策分科会

「忘年会・新年会・成人式等及び規制についての提言」

別紙

事務連絡  
令和2年12月16日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について  
(周知依頼)

12月11日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、政府に対して「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言があり、西村国務大臣からも国民に対して周知が行われたところです。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、忘年会・新年会はなるべく普段から一緒にいる人と少人数で開催し、その上で「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をしていただくこと等について、別添のとおり関係各府省に対し関係団体への周知と所属する職員等への注意喚起の依頼がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願い致します。

(別紙) 年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について  
(周知依頼) (令和2年12月14日付大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について  
(周知依頼) (令和2年12月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

以上

事務連絡  
令和2年12月14日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について  
(周知依頼)

12月11日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、政府に対して「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言があり、西村国務大臣からも国民に対して周知が行われたところであり、これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添のとおり関係各府省に対し関係団体への周知と所属する職員等への注意喚起の依頼がありました。

つきましては、各局におかれましては、忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について、所管の事業者、関係団体等に周知徹底をしていただきますようよろしくお願いいたします。

(別添)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について」  
(周知依頼)

新型コロナウイルス感染症対策分科会

「忘年会・新年会・成人式等及び規制についての提言」

各都道府県及び関係各府省庁においては、年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項を、関係各所に周知いただくようお願いいたします。

別添

事務連絡

令和2年12月11日

各都道府県知事 殿  
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の  
留意事項について（周知依頼）

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、別紙のとおり、政府に対して、「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言をいただき、西村国務大臣からも国民に対して周知を行ったところです。

都道府県におかれては市区町村及び都道府県民への周知等を、関係各府省庁におかれては関係団体への周知等をそれぞれお願いします。

また、各都道府県及び関係各府省庁におかれては、所属する職員等に、忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項を注意喚起し、特に強い対策を実施している地域では、年末年始を静かに過ごすための工夫を徹底するようお願いいたします。

以上

忘年会・新年会・成人式等及び  
帰省についての提言  
令和2年12月11日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

## [はじめに]

- ・ 我々の社会は新型コロナウイルス感染症が流行してから初めての冬を迎えることとなります。
- ・ 年末年始は我々の社会にとって特別な時期です。特に、半年以上、つらい思いをされてきた多くの皆さんは、年末年始こそは、お酒を酌み交わし、親族や親しい友人たちと旧交を温めたいと考えていると思います。
- ・ しかし、年末年始に人々の交流を通じて感染が全国的に拡大すると、さらに医療が逼迫し、結果的に経済も大きな打撃を被ります。
- ・ 命と暮らしを守るためには、社会を構成する一人ひとりが年末年始を静かに過ごすことが求められます。
- ・ 年末年始を迎えるに当たり、分科会としては、以下の提言を行いたいと思います。政府においては、本提言のメッセージを国民の皆さんに分かりやすく伝えて頂きたいと思います。

1

## [Ⅱ] 分科会から政府への提言

## 1. 全国の皆さんへ

年末年始を静かに過ごすために、以下の工夫をお願いします。

## (1) 忘年会・新年会

忘年会・新年会で最も大切なことは、なるべく普段から一緒にいる人と少人数で開催することです。その上で、

- ・ ガイドラインを遵守している飲食店を選ぶ。
- ・ 体調が悪い人は参加しない。
- ・ 座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）。
- ・ 会話する時は必ずマスクを着用。
- ・ 短時間で、深酒やはしご酒などは控え、適度な酒量で。
- ・ お猪口やコップは使い回さず、一人ひとりで。

といった「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をして頂くようお願いします。

2

## [Ⅱ] 分科会から政府への提言（続き）

## (2) 成人式

成人式は、多くの新成人が久しぶりに地元が集まる機会です。しかし、この機会は「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」（添付）が生じやすい機会でもあります。主催者や参加者には、次の点について注意喚起をお願いします。

## ①主催者の方へ

- ・参加人数の制限。
- ・会場での飲食を控えることの徹底。
- ・会場での感染防止策の徹底（マスクの着用、手指消毒など）。

## ②参加者の方へ

- ・体調が悪い人は参加しないこと。
- ・会場やその周囲では密集をしないこと。
- ・式典の前後には飲食を控えること。
- ・仮に飲食をする場合には上記の忘年会・新年会の工夫を参照。

3

## [Ⅱ] 分科会から政府への提言（続き）

## (3) 初詣・カウントダウンイベントなど

初詣については、混雑する時期を避けて頂くようお願いします。境内での三密や、参拝後の混雑をできる限り避けるなど、感染防止策の徹底をお願いします。

また、年末年始は、カウントダウンイベント等が数多く行われます。これらのイベントでは、基本的な感染防止策を徹底するとともに、適切な雑踏警備等を検討してください。適切な行動管理が難しいと判断する場合には開催自粛等の対応をお願いします。

## (4) 年末年始の帰省

年末年始に、多くの人が帰省をお考えになっているかと思いますが、帰省する場合には、三密回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるなど、高齢者等への感染につながらないよう注意をお願いします。

そうした対応が難しいと判断される場合は、帰省について慎重に検討頂きますようお願いいたします。特に発熱等の症状がある方などは、帰省を控えて下さい。

帰省される場合には、年末年始の休暇を分散して取得するなど、混雑する時期を避けて頂くようお願いします。

4

## [Ⅱ] 分科会から政府への提言（続き）

## 2. ステージⅢ相当の対策が必要となる地域の皆さんへ

ステージⅢ相当の対策が必要となる地域では、さらに対策を徹底するため、全国の皆さんにお願いした前述の内容から一歩踏み込んだ工夫をお願いしたいと思います。

- ・特に大人数の「忘年会・新年会」は見送り、オンライン忘年会・新年会を検討すること。
- ・「成人式」及び「その他年末年始に想定されるイベント」は、主催者はオンラインを活用した形での開催や開催時期、時間の分散化等、在り方について慎重に検討すること。
- ・「年末年始の帰省」は、時期の分散のみならず、延期も含め慎重に検討すること。

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、壁カラボクなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中での注意が必要。



## 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



## 感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

### <利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
  - ②なるべく普段一緒にいる人と、
  - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回わず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）。  
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスク着用。  
（フェイスシールド・マウスシールド\*<sup>1</sup>はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要\*<sup>2</sup>。）
  - ※1 フェイスシールドはもともマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
  - ※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン\*を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

### <お店>

- ・お店はガイドライン\*の遵守を。  
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、  
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

#### 【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。